

平成26年度
下野市行政評価
市民評価報告書

平成27年2月
下野市行政改革推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	市民評価の目的と評価の役割分担	2
3	評価の対象	4
4	評価の視点	5
5	評価結果	6
	(1) 評価結果（総括表）	7
	(2) 評価結果（事務事業別）	8
6	来年度以降の行政評価の運用改善に向けた個別意見	28

1 はじめに

平成26年4月1日下野市自治基本条例（以下「条例」という。）が施行された。

条例の前文では「市民、議会及び市がそれぞれの責任と役割を自覚し、「人権尊重」、「情報共有」、「市民参画」を基本原則とし、協働の精神のもとともに力を合わせて、明日の下野市を創造するための仕組みが必要であり、下野市の自治の理念である「市民が主役のまちづくり」を推進するため、下野市における自治の最高規範として、下野市自治基本条例を定める」と条例策定の趣旨が述べられている。

市民が主役のまちづくりを進めるに当たって市においては、多様化する市民ニーズや、現下の厳しい財政状況などを踏まえて、事務事業の選択と集中を行うとともに、行政改革に努め、限られた資源の有効活用を図っていくことが求められており、また、市民においても、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりや市政に積極的に関わることが求められている。

下野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）が行う行政評価市民評価については、条例第21条において、「市は、効率的かつ効果的で透明性の高い市政運営のため、行政評価を実施するものとする。」、「市は、行政評価の実施に際しては、市民参画を図り、その評価内容及び結果を分かりやすく公表するとともに、市政運営に反映するものとする」と規定されている。

この報告書は、委員会において、評価対象10事業を選定するとともに、各事業のヒアリングを行い、市の内部評価に対して委員会の評価と意見をまとめたものである。

条例で掲げられた「参画と協働」の理念の実現のために、市民が市政に参画し、自らの役割と責任を自覚して、主体的に関わる市民評価の果たす役割は重要で、市民と行政の協働の取組であると言える。

市は、評価結果だけでなく、ヒアリングにおける委員の意見や議論の経過を十分に参考にし事務事業に取り組んでいただくとともに、職員ひとり一人が市民の一員であるという自覚を持って、市民が主役のまちづくりの推進に向けて一歩ずつ進んでいただくことを期待する。

この報告書を取りまとめるに当たって長い時間議論を重ねていただいた委員の皆様には感謝するとともに、報告書が行政の実施する事業に対して市民の関心を喚起し、より多くの市民が市政に参画するきっかけとなれば幸いである。

下野市行政改革推進委員会

会長 杉原 弘 修

2 市民評価の目的と評価の役割分担

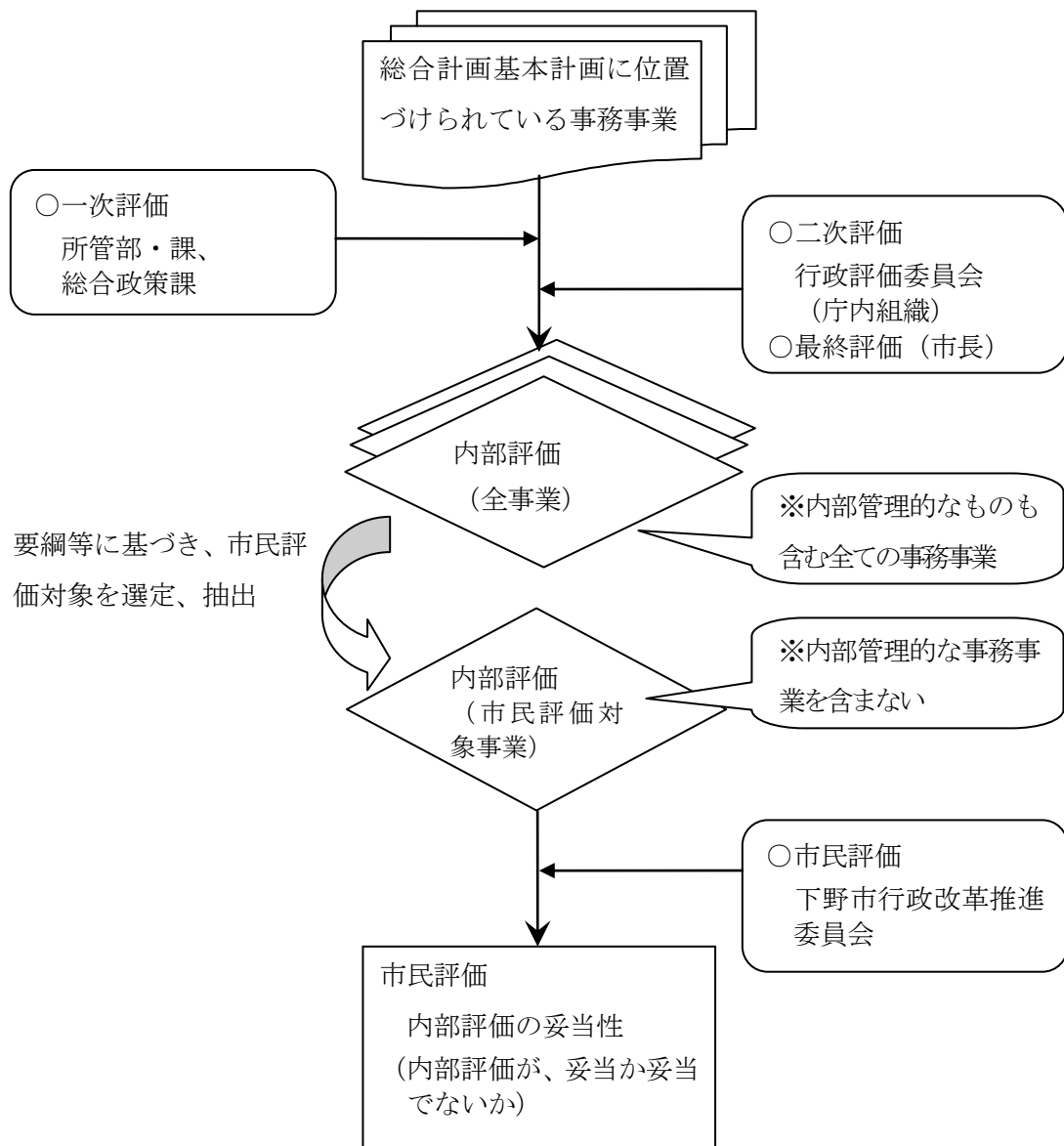
下野市での行政評価は、内部評価と市民評価の2段階構成となっている。

内部評価では、所管部・課、総合政策課、行政評価委員会（庁内組織）及び市長が、総合計画基本計画に位置づけられたすべての事務事業を対象とし、一定の基準（対象事業の必要性、熟度・緊急性、効率性等）であまねく事務事業を相対的に評価することを目的としている。そのため、内部管理的な事務事業も評価対象に含まれている。

一方、市民評価は、市民協働の一環として事務事業評価に市民が参画することを目的としている。市が実施している評価に対して、行政サービスの受益者であり負担者でもある市民が、「市民感覚と乖離していないか、現状を肯定する甘い評価となっていないか」などといった視点から評価することが求められている。

したがって、委員会においては、内部管理的な事務事業等は、議論の対象とすべきものではないと考えられる。また、委員会の限られた時間の中では、評価対象を限定し、少しでも踏み込んだ評価・意見を提示することが有用であると考えられる。そこで、委員会では、すべての事務事業の中から選定・抽出された一部の事務事業について、内部評価が妥当か妥当でないかを評価する。

図表 内部評価と市民評価の役割分担



3 評価の対象

下野市行政評価市民評価実施要綱に基づき、①総合計画基本計画に計上された事業で、かつ②予算額が大きい事業、一般財源が多額な事業及び予算の伸びが顕著な事業ということで抽出された156事業が評価の対象となった。156事業の内容については、第32回委員会の会議資料を参照されたい。

今回評価した事業は、156事業のうち委員会において選定した9事業である。(市内4公民館の管理運営事業については、2事業分のヒアリング時間を割いたが1事業分として実施。)

委員会は、事業全体の中での位置付けを踏まえながら、評価対象となった9事業について個別ヒアリングを通して評価した。

□ 評価対象事業 (ヒアリング実施順)

No.	部 名	所管課名	事 務 事 業 名	内部評価 (推進方針区分)
1	教育委員会	生涯学習課	南河内公民館管理運営事業	(2)
			南河内東公民館管理運営事業	(2)
			石橋公民館管理運営事業	(2)
			国分寺公民館管理運営事業	(2)
2	健康福祉部	社会福祉課	社会福祉協議会育成事業	(1)
3			ゆうゆう館管理事業	(1)
4	市民生活部	生活安全課	(仮称) 薬師寺地域交流センター建設事業	(1)
5		環境課	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	(1)
6	産業振興部	商工観光課	中小企業制度融資事業	(1)
7	総合政策部	総合政策課	広報ラジオ番組制作事業	(1)
8	建設水道部	建設課	河川管理事業	(1)
9		区画整理課	仁良川地区土地区画整理事業	(1)

【事業推進方針区分】

(1)	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
(2)	事業内容を見直しながら実施する事業
(3)	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

4 評価の視点

委員会は、市が実施した内部評価、具体的には「積極的に推進する事業、計画どおり実施する事業」「事業内容を見直しながら実施する事業」「当面実施しない事業、または廃止・休止する事業」のランク付け（事業の推進姿勢）に対して、妥当かどうかを評価した。その際、庁内での評価プロセスである「必要性」、「熟度・緊急性」、「効率性」の「高い」「低い」の評価についても一つずつ妥当性を評価して、結論を出した。

必要性

1. この事業は総合計画に明確に位置づけられていると言えるか。あるいは、総合計画の基本方針や施策に合致していると言えるか。
2. 多くの市民や地域社会からこの事業の実施が求められるような要請があると認められるか。

熟度・緊急性

1. この事業が計画どおり進むように、組織体制が整備されていると言えるか。また、資金の目処が立っていると思われるか。
2. この事業を実施しなかった場合、市民の生活に急激かつ重大な（悪）影響を与ええると言えるか。

効率性（見直しの余地）

1. 受益対象者の規模が適正かどうか、検討していると言えるか。
2. 同じ部署の他事業との統合や他の部署の事業との連携などの工夫ができないか、検討されていると言えるか。
3. 民間に委託したほうが品質やコストの面で優れているかどうか、また、実態として民間事業者に委託できる環境があるかどうか、検討していると言えるか。

5 評価結果

委員会の評価結果は、次のとおりである。

I 妥当である。	6 事業
II おおむね妥当である。	2 事業
III やや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)	1 事業

(市内4公民館の管理運営事業については、2事業分のヒアリング時間で1事業分として評価を実施。)

9事業についての評価結果を概観すると、「妥当である」「おおむね妥当である」との評価が多かったが、「やや妥当と思われない」との否定的評価も1事業あった。

6事業は、「妥当である」との評価であった。6事業とも内部評価において「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」と評価された事業であり、委員会においても、必要性・緊急性の高い事務事業であると評価した。

2事業は、「おおむね妥当である」との評価であった。このうち1事業は、内部評価において「事業内容を見直しながら実施する事業」と評価された事業で、事業の実施手法や効率性の観点から再考を求める意見が各委員から寄せられた。

「妥当と思われない」と評価したものはなかったが、「やや妥当と思われない」と評価した事業が1事業あった。内部評価において、「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」と評価された事業であるが、委員会においては「市評価(推進方針)が高すぎる」と評価し、事業内容を見直しながらの取組を求めることとした。

(1) 評価結果 (総括表)

No.	事務事業名	所管課名	評価結果		
			内部評価	市民評価	
1	南河内公民館管理運営事業 南河内東公民館管理運営事業 石橋公民館管理運営事業 国分寺公民館管理運営事業	生涯学習課	事業内容を見直し ながら実施する事 業	II	おおむね妥当である
2	社会福祉協議会育成事業	社会福祉課	積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	I	妥当である
3	ゆうゆう館管理事業		積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	II	おおむね妥当である
4	(仮称) 薬師寺地域交流センタ ー建設事業	生活安全課	積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	I	妥当である
5	住宅用太陽光発電システム設置 費補助事業	環境課	積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	I	妥当である
6	中小企業制度融資事業	商工観光課	積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	I	妥当である
7	広報ラジオ番組制作事業	総合政策課	積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	III	やや妥当とは思われ ない(市評価が高す ぎる)
8	河川管理事業	建設課	積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	I	妥当である
9	仁良川地区土地区画整理事業	区画整理課	積極的に推進する 事業、または計画ど おり実施する事業	I	妥当である

【市民評価区分】

I	推進方針は妥当である	
II	推進方針はおおむね妥当である	
III	推進方針はやや妥当とは思われない	市評価が高すぎる
		市評価が低すぎる
IV	推進方針は妥当とは思われない	市評価が高すぎる
		市評価が低すぎる

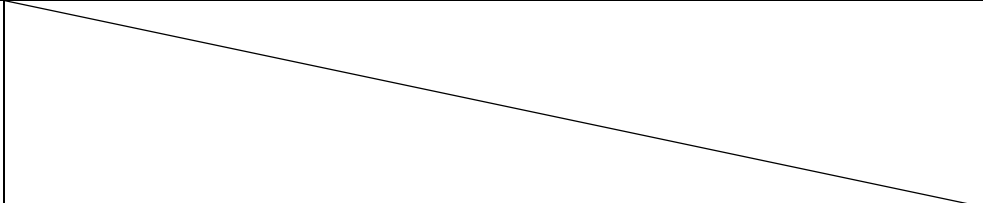
(2) 評価結果（事務事業別）

事務事業名	南河内公民館管理運営事業 南河内東公民館管理運営事業 石橋公民館管理運営事業 国分寺公民館管理運営事業		所管部課	教育委員会 生涯学習課
事業内容	<p>公民館講座・教室の開催及び公民館管理を行う。</p> <p>地域に根ざした生涯学習の拠点施設として地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催をとおして、市民の自発的な学習を促進し、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を促進することにより、市民によるまちづくりの推進を図る。</p>			
評価結果	内部評価	事業内容を見直しながら実施する事業		
	市民評価	Ⅱ	おおむね妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「事業内容を見直しながら実施する事業」との内部評価は、おおむね妥当であると評価する。</p> <p>あらゆる世代を対象とする自発的な学びの場の提供は、行政による住民サービスの一環として意義が高いと認識するが、4公民館の共通経費など一元化できるものは一括管理を行うなど、一層の合理化、効率化を図る必要がある。</p> <p>また、講座申込者は情報誌等紙媒体からの申込がほとんどであるため、ホームページ等広報をより充実させ、新たな媒体での新規利用者を増やす取組が必要である。</p>			

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主役のまちづくりを推進するためには人づくりが必須であり、社会教育の中核施設として公民館は重要である。経費の節減にも務めているが、今後も事業内容の見直しに取り組んでいただきたい。 ・地域に根ざした講座を設定していて工夫が感じられた。 ・募集に対して申し込みが多い場合でも、希望する人は受講できるようにして欲しいと思う。 ・必ずしも人気のありそうな講座ばかりにする必要はないと思うが、定員割れの講座が多く見受けられるため、なぜ定員割れになったのかを十分に検討していただきたい。ただ、人気がなくても硬派な講座は続けていただきたい。 ・募集する際に最低人数や割合を設定し、少ない場合は中止にして、申込者が多い講座を増やすなどしても良いと思う。 ・施設の使用料について、もともと料金が低額に設定されていると思うため、自主サークル等さらに割安にする必要はないと思う。市が実施している講座等についても、相応に利用者に負担してもらい、事業費の節減に努めていただきたい。 ・南河内東公民館では定員を超えている講座は26%である。応募数を増減することで利用者のニーズに合わせる必要があるのではないか。ただ、8事業が定員数と応募者数の間にズレがないのは良い傾向と考えられる。 ・石橋公民館では定員を超えている講座は69%であるが、中でも応募者数が定員の2倍以上もあるのは問題である。講座間の調整やホームページを使っての情報伝達を考える必要がある。ただし、その前にホームページ利用者を増やす対策が求められるところである。 ・国分寺公民館の定員充足率は64%とまずまずであるが、応募者が定員の2倍を超える事業が4講座ある。ただし、他館と比べると、事業数及び応募者数ともに多く、定員の1.5倍を占める。利用者満足度の指標として考えてみてはどうか。 ・公民館管理運営事業は講座の立案・計画・実施と公民館管理（団体サークルへの場所の提供等）の2つに分類できるが、講座は1ヶ所で計画立案し、管理や実施は指定管理者に任せるようにすれば良いのではないか。計画・立案を生涯学習情報センターで行うとすれば、職員数も減らせるのではないか。 ・事業選定時、4館の事業意図が違っているために選定したテーマであったが、ヒアリングの際は全く同じ内容であった。館長の思いが4館の事業意図に入っていると事だったが、4館の運営や事業意図が同じであれば、違っているところ、即ち館長の思いや経費を比較し、その違いについての説明をして欲しかった。
----------------------	---

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチやウォーキングなど体を動かす講座の応募者が多いことや、石橋地区の小学生が少ない理由などが気になるため、年度末に4館の館長が集まって、各々の講座についての反省や人気のある講座はその内容を統合・分割し、翌年度も実施するようにして欲しい。 ・講師依頼は地元ボランティアや行政職員に依頼しているとのことで、経費節減に取り組んでおり、もっと広げるべきだと考える。 ・市民が主役のまちづくりのためには、それを担う人づくりが必要との説明であったが、同じ内容を含むコミュニティ推進協議会の所管課と話し合っ、公民館とコミュニティセンターを一緒に考えていくことも必要だと思う。 ・市民感覚では、グリーントウンコミュニティセンターと公民館は、地方自治法第244条に述べる同じ“公の施設”である。グリーントウンコミュニティセンターは、公民館に比べ、市民サービスという点で全く遜色ないどころか、むしろ公民館以上に、社会教育法の制約なく幅広い市民ニーズに応え、赤ちゃんからお年寄りまで市民の自主的な学習や交流の場として、幅広い市民サービスの提供を行う行政サービスの施設となっている。ヒアリングでは、人件費を含めれば公民館運営には多額の市予算が必要である一方、コミュニティセンターの運営管理においては、コミュニティ推進協議会会長に対し指定管理者協定で認められた市の報酬は0円、センター長は公務員最低賃金で計算した年間60万円の報酬となっている。市民感覚として、この差は酷いと思う。ヒアリング資料において、4公民館とも公民館の運営趣旨が同じであるため、人件費削減を念頭に、館長を4名から1名にするのは行政改革の手始めと進言する。地域住民が担うグリーントウンコミュニティセンターの公共施設の維持管理は、公民館の指定管理者制度導入の先進モデルであると考え。自分は無償奉仕のコミュニティ推進協議会会長だったが、全国に誇れる生涯学習施設の官民ベストミックスの協働システムを築いてきたと考える。最後まで残った難題が指定管理者基本協定での無償奉仕扱いとなっているコミュニティ推進協議会会長の処遇である。この難題を自治会のためにもきちんと解決して、公民館等の生涯学習施設での指定管理者制度導入のモデルを示したいと、10年間ずっと前向きに願っている。
<p>反対意見</p>	

事務事業名	社会福祉協議会育成事業	所管部課	健康福祉部 社会福祉課
事業内容	<p>広く住民や社会福祉団体関係者に支えられた公共性を持つ社会福祉協議会に、運営費の一部を補助することにより、地域福祉推進の中核的な役割を果たす社会福祉協議会の運営基盤の安定、強化を図り、社会福祉事業の効率的運営と、地域社会福祉の増進を目指す。</p>		
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	
	市民評価	I	妥当である
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>社会福祉協議会は、本来市が実施する事業を委託事業として多く実施していることから、その運営基盤の安定と強化を図ることは重要なことである。</p> <p>今後も、社会福祉協議会が効率的、効果的に業務を進めるためには、住民や社会福祉団体関係者との連携を密にし、要綱に基づく運営費の補助、各種事業の委託等に取り組み、さらなる運営基盤の安定・強化が図れるよう育成していくことが重要である。</p>		

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での高齢者見守り活動は、国における重要事業だと認識するが、社会福祉協議会がその中心的役割を果たすことは間違いない。しかし、社会福祉協議会の活動範囲が広すぎて、対策が十分とは言えないと感じる。今後は、社会福祉協議会だけではなく、様々なセクター（民間NPO、企業、学校、宅配など）と協働した取組を推進する重要で中心的な役割の担い手になって欲しい。 ・会費報告を見ると、グリーントウン地区の社会福祉協議会会員数が、居住世帯数の約3割、自治会会員世帯数の約45%となっている。これは、住民にとって社会福祉協議会が身近ではない、何を行っているか分からない団体であるということが一因ではないかと思う。社会福祉協議会が行っている福祉フェスタを、グリーントウン地区で開催したり、エコライフまつりに参加したりと、会員数が少ない地域での活動内容のPRを積極的に行ったらいいのではないかと思う。 ・福祉は子どもから高齢者、障がいを持つ人、健常者まで幅広くサービスを受けている。これからも限られた予算が最大限に活用されることを期待する。 ・決算書・予算書を見ると、社会福祉協議会の事業収入は介護保険制度での収入が多くを占めており、介護保険制度で成り立っているのだと改めて感じた。このまま高齢化が加速されていくと、介護保険制度が破たんしていくのではと危惧しており、社会福祉協議会だけの問題ではないが、社会福祉協議会においても、現在行っている事業が真に必要なものかどうかを検証し、事業費の節減に努めていただきたい。 ・社会福祉協議会に対して、市として、負担金、補助金、委託料などを支出しているが、事業内容に市がどこまで関与しているのかがヒアリングを通してよく分からなかった。社会福祉協議会からも、市に対してどの程度運営上及び事業内容について提案があるのかや、市と社会福祉協議会との関係性についてもっと深く知りたかった。 ・現在市高齢福祉課で実施している「地域ふれあいサロン」は、まさに社会福祉協議会が取り組むべき事業だと考える。小山市では生き生きふれあい事業が実施され、参加者も多く全国でも評判になっていると聞く。下野市でも「地域ふれあいサロン」をもっと拡充し、閉じこもりがちなお年寄りが気軽に外に出て行ける場所を身近な地域に増やして欲しい。 ・社会福祉協議会では、市からの受託事業として高齢者筋力向上トレーニング事業を実施しているが、あと数種類器械を増やせば、もっと希望者が集まると思うため、市としても検討していただきたい。
<p>反対意見</p>	<p></p>

事務事業名	ゆうゆう館管理事業	所管部課	健康福祉部 社会福祉課
事業内容	<p>市民の健康増進、地域住民の憩いの場、生きがいの場、ふれあいの場として活用されている保健福祉センターの円滑な管理運営を図る。</p> <p>温浴施設3館の機能特化方針に基づき、ゆうゆう館は、平成25年度にリラクゼーション施設として「露天風呂」を増設し、温浴機能を充実することで、その機能を高め、更に集客増を図っており、市民が快適に利用できる施設を目指し、設備の修繕等適正な管理運営を実施している。</p>		
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	
	市民評価	Ⅱ	おおむね妥当である
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、おおむね妥当であると評価する。</p> <p>3館の温浴施設の整理統合を行い、機能特化を進めることは合併以来の重要課題である。</p> <p>介護予防等の観点からも施設の充実を図り、継続して保健福祉センターとしての適正な管理を求める。</p>		

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から指定管理者制度導入予定とのことだったが、ゆうゆう館は社会福祉協議会の事務所が大半を占めているため、温浴施設のみを対象とした指定管理者のなり手が現れるか疑問である。今後いかに有利な契約ができるか、指定管理者制度導入に向けた取組を頑張りたい。 ・ふれあい館は道の駅しもつけが指定管理者になり、きらら館も行政機関がなくなりトレーニング事業に機能特化となれば指定管理者のなり手もいると思う。ゆうゆう館は社会福祉協議会が指定管理者にはなれないのかと思う。 ・70歳から75歳までの医療費自己負担率2割へのアップ、介護保険を使った場合の自己負担率の改正等で分かるのは、社会保障費の抑制が待ったなしの状況であることで、重要なことは介護予防を施すことである。その意味で保健福祉センターとしてのゆうゆう館の適正管理は大切である。 ・市民の利用料金と市民以外の利用料金に差をつけると良いと思う。 ・適正な管理は必要であると考えますが、ゆうゆう館維持管理のための市の負担約2,050万円については、保健福祉機能があるのでやむを得ないとの回答は、すんなり納得ができない。利用者は延べ人数になっているため数字としては大きいですが、市民の一部の方の利用ではないかと思う。利用料については再考が必要であり、市の負担は極力減らすべきであると考えます。 ・利用者増を図るのは大切だが、過度のサービスはいかがかと思う。カラオケ大会など、温泉地ではないため、保健福祉センターとしての節度あるサービスを願いたい。 ・あまり安価な利用料金には賛成しない。 ・温浴施設以外の保健・福祉の向上のための事業があまり見えてこなかった。健康診断等の会場となっているほかにどんなことに使用されているのか、また国分寺地区内だけではなく、事業内容等を広く市内全域に知らせる手立てが必要だと思う。
<p>反対意見</p>	<p>(内部評価が高すぎるためやや妥当とは思われないとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温浴施設について、果たしてどこまで必要性のある施設なのか、市が運営・維持管理する施設に露天風呂まで必要かどうか、民間と競合する分野であるのでしっかり検証する必要がある。露天風呂を増設するよりほかに合理化、見直しを進め維持管理の適正化を図る必要がある事業ではないかと思う。

事務事業名	(仮称) 薬師寺地域交流センター 建設事業	所管部課	市民生活部 生活安全課
事業内容	薬師寺地区では、自治会公民館をコミュニティ活動の中心施設として活用してきたが、自治会公民館も老朽化が進んだことや、少子高齢化等の影響により、地域コミュニティが希薄になりつつある。このようなことから、地域住民が活力ある地域を取り戻すべく、地域の方々が交流を楽しむことができる活動拠点としての地域交流センターを整備する。		
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	
	市民評価	I	妥当である
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>(仮称) 薬師寺地域交流センター建設により、薬師寺地区の活性化が図られ、今後の発展も期待されるため、事業計画に沿った進捗管理が望ましい。</p> <p>なお、地域コミュニティの活力を一層推進するために、建設前に市民と行政の間で十分な意見交換を行い、建設後における施設の管理運営等含めた共通理解を深めていくことが重要である。</p>		

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬師寺地区は人口減少等により、地域コミュニティの維持が難しくなりつつあると思われる。隣接には自治医大地区の大開発地もあるため、地域住民が活力ある地域を取り戻すための中心施設として交流センターを建設する本事業を積極的に推進する事業とした市の評価は妥当と思う。 ・総合計画でも重点戦略として位置付けされていることから、27年度中には完成するよう努力する必要がある。 ・今後の運用については、コミュニティ推進協議会との十分な連携が大切である。特に、効率性を上げていく上では、地元各自治会の協力が欠かせない事業である。 ・地域交流センターは関係する自治会が主体となって管理運営をしていくものだと考えるため、地域性、施設の規模等によって管理運営の方法はさまざまだと思うが、よりよい方法を探りながら活用されることを望む。なお、緊急の場合の防災拠点になる施設であるということなので、地域に開かれた交流センターであって欲しい。
<p>反対意見</p>	<p>(内部評価が高すぎるためやや妥当とは思われない・妥当とは思われないとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングにおいても、薬師寺地区にコミュニティセンターを建てる意味が納得できず、なぜ自治会公民館の建て替えではいけないのかが分からなかった。地域の活性化を考えるのであれば、建物を建てるハード面よりも、地域力を向上させるさまざまなソフト面の充実を図るべきなのではと思う。 ・コミュニティ推進協議会の規模・構成・役割など「考え方」が下野市にない。これを第1に決めるべきことである。 ・このようなコミュニティセンターを各所に作るのは大賛成であるが、土地があるから特定箇所に作るというようなことであってはならない。コミュニティ推進協議会はこうあるべきと定義し、全市にくまなく平等に作る必要があると考える。 ・コミュニティ推進協議会の組織とは、理想として小学校通学区毎の一つあって、その自治会はその活動の傘下に入る。こう考えると災害避難時などの統率が取れやすいし、いろいろな活動も可能となると考える。今この様な施設はどの位あるだろうかと考えた時、友愛館やグリーントウンコミュニティセンターしかないと思う。その他考えられるのは、グリムの館や、スポーツ交流センターであり、道の駅しもつけや現在取り組まれている石橋南部地区は場整備地内集会所などもコミュニティセンターとなり得ると考える。また、きらら館、ふれあい館、ゆうゆう館や市が管理運営4公民館もコミュニティセンターとなり得ると思う。公民館活動に、コミュニティ推進協議会が入り一緒になれば、公民館活動はもっと前進すると考える。

(次頁に続く)

<p>反対意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ推進協議会を所管する生活安全課において関係する部署と話し合い、既存施設を利用し、コミュニティ推進協議会がない地区に設立の必要性を説き、全市にくまなくコミュニティセンターを設置する取組を求める。 ・きちんとしたコミュニティセンターがないコミュニティ推進協議会は、総会の時や祭りの際には使用料を支払い公民館を使用しているが、減免もないため、コミュニティセンターが整備されている地区との不公平が生じているのはおかしい。 ・建設費は、市内同種の施設と比較して極めて高額であると考え、地元住民だけではなく市民全体の公共施設としての有効活用と地元地域コミュニティの活性化の両立が望まれる。 ・地域住民・地元自治会会員の大多数が、何が何だか理解していないコミュニティ推進協議会の設立には、強く反対する。大多数の住民が訳の分からないまま、自治会役員のコミュニティ推進協議会が施設管理の主体となる指定管理者協定にも反対である。特に自治会役員・自治会長が慣行で一年任期を理由に、コミュニティ推進協議会会長となり、名目だけの施設責任者に就かせ、無報酬の管理責任者という指定管理者協定の内容には絶対反対する。 ・3億7,000万円の建設費が必要とされる施設の管理運営の最終責任者は有給とすべきであり、コミュニティ推進協議会に管理運営を任せるのではなく、管理運営の組織を設立するなら、「コミュニティセンター（または地域交流センター）推進協議会」ということだと考える。地元自治会・コミュニティの活動は、施設管理とは明確な一線を引き、施設管理組織（責任）と自治会役員組織（責任）を区分する必要がある。 ・コミュニティセンターにおける住民の負う赤字責任については、地域住民が納得出来る方法を協議して欲しい。すべての公共施設の赤字責任を負うのは、結局は住民の税金である。有給の施設最終責任者と地元自治会による会計監査が、赤字を回避し安定開館を可能にする仕組みであると進言する。 ・地元自治会と市民施設利用者との利害調整の仕組みづくり、システムづくりが大切である。地元自治会の優先利用を定めた利用規約、地元自治会役員による施設会計監査など、地元自治会がどのように関与するか、地元自治会以外の利用はどうするかなどの仕組みづくりに事前協議の時間を充分に取って欲しい。 ・公民館責任者や公民館所管の生涯学習課は利用者や利用範囲を限定する社会教育法が守る。現在、公民館規模のコミュニティセンター最終責任者となる自治会役員を守る社会教育法のような法律はない。市内大小のコミュニティセンターについて市民間の共通理解を深め、地元自治会・管理者・利用者を利害調整していく仕組みづくり、指定管理者協定の内容づくりが必要である。
-------------	--

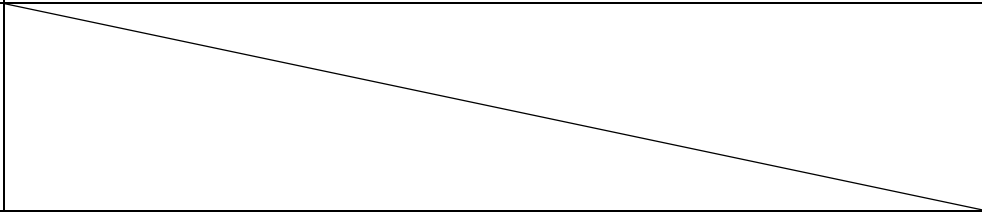
事務事業名	住宅用太陽光発電システム設置費 補助事業		所管部課	市民生活部 環境課
事業内容	<p>「再生可能エネルギー」のうち、太陽光を利用した住宅用太陽光発電システムの普及は、大気中のCO₂が削減され地球の温暖化が抑制され、環境への負荷の少ない社会を形成することができるだけでなく、災害時の電源確保にもつながるため、市内在住で電力会社と電灯契約を結び新たに住宅に太陽光発電システムを設置する方等を対象に、導入費用の一部を補助する。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>環境問題は喫緊の課題であり、個人が取り組める温暖化対策としての太陽光発電システムの普及を目的とした本事業は重要である。</p> <p>住宅用発電システムは、技術革新とともに今後さらに進化していくシステムであると考えため、補助事業を活用した設置率の向上が課題といえる。</p>			

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を希望する市民がいる限り継続して実施する事業だと思うが、将来的に太陽光発電はどうか分かりかねる部分がある。 ・世の中のインフラ整備に歩調を合わせて進めていただきたい事業である。まだまだ設置費補助事業の存在を知らない市民が多いのではと思うため、制度の有効活用方法を検討していただきたい。 ・これからますますクリーンエネルギーへの関心が高まると思われるので、今後も利用しやすい補助事業を継続していただきたい。
<p>反対意見</p>	<p>(内部評価が高すぎるため妥当とは思われないとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力会社は、太陽光発電の欠点（天候や昼夜の発電量の差によるバックアップ発電設備などの増強）をカバーする為の設備増強と買取価格のアップ分を電力料金の値上げで対応することとなる。発電能力は現状設備と計画されている発電設備で充分であり、現状で間に合っているため、市が補助制度により設備設置を進めることは、例え小規模の住宅用であっても電力料金値上げに関係してくると考えられるため、止めるべきである。

事務事業名	中小企業制度融資事業	所管部課	産業振興部 商工観光課
事業内容	<p>中小企業の資金調達を容易にし経営の安定を図るため、また、新規立地企業者の資金調達を容易にし事業創業と健全な事業経営を図るため、栃木県信用保証協会を経由して、市内金融機関に資金預託を行い、預託金の3倍を上限に市内中小企業者に融資を行う。</p>		
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	
	市民評価	I	妥当である
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>市内中小企業の育成、経営の安定、発展を図る上で重要で、必要な事業である。</p>		

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・融資事業は「厳しからず甘からず」で、基準づくりの難しい事業であるが、従来の事業の発展と、ベンチャー事業の掘り起こしで中小企業の活性化を目指す本事業は重要である。 ・女性企業家の創業資金に手厚いことは大変良い事業だと思う。 ・事業計画のしっかりした事業か見極めて融資していただきたい。 ・必要であれば資金を増やしてもやるべき事業である。 ・事業は成り立っているのに、短期的な資金繰りに困っている経営者が多く見受けられる。市内中小企業の経営安定を図るうえで重要な制度である。 ・全国展開しているチェーン店よりも、自ら起業する中小企業の経営が健全で元気なことが、地方都市の個性、特色を作る。起業する個人が信用を築くまでを低利で市が関与して支えることには意義があると思う。 ・女性起業家創業資金に年齢制限がないことは素晴らしい。
<p>反対意見</p>	

事務事業名	広報ラジオ番組制作事業	所管部課	総合政策部 総合政策課
事業内容	<p>行政情報をより多くの市民に伝えるためには、市民の様々なライフスタイルに合わせて効果的にメディアを組み合わせる必要があるため、FMラジオを活用し行政情報を届ける。また、エフエム栃木は県内のみならず近隣県のリッスナーに広く聴取されているため、下野市の魅力を紹介し、来市する観光客等の増加を図る。</p>		
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	
	市民評価	Ⅲ	やや妥当とは思われない (市評価が高すぎる)
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、市評価が高すぎるため、やや妥当とは思われないと評価する。</p> <p>事業費に見合った効果がどれほどのものか分からないため、放送内容やPR方法等検証していくことが重要である。</p> <p>広報媒体の一つとしての活用は理解できるが、継続するのであればさらなる工夫が必要である。</p>		

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、広告に関する事業は、概ね多額の費用に見合った宣伝効果があるものだが、限られた予算の中で高い効果をもたらすためには、日々の評価と反省が不可欠である。まずは市内で「ラジオについての討論会」のような啓発活動など行い、ラジオ放送をより一層活用するための取組を行うべきである。 ・ 放送内容を見ると、同じような内容の繰り返しになってしまうのではないかと思えるため対策が必要である。現在週1回の放送を、月1回位でもいいのではないかと思う。 ・ 放送内容が市内リスナー向けなのか、広く近県にも情報提供したいのかが中途半端でインパクトに欠けると思われる。また、何年も実施していると内容が重複し、より興味が薄れてしまわないか気になるところである。
<p>反対意見</p>	<p>(内部評価が妥当であるとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を積極的に展開するため、市民に徹底したPRが必要であり、その結果、意見や希望が多く寄せられ内容の充実が図れると思う。 ・ 市内には多くの観光資源があり、積極的なシティーセールスを行い、多くの方に来訪していただくことは重要なことである。

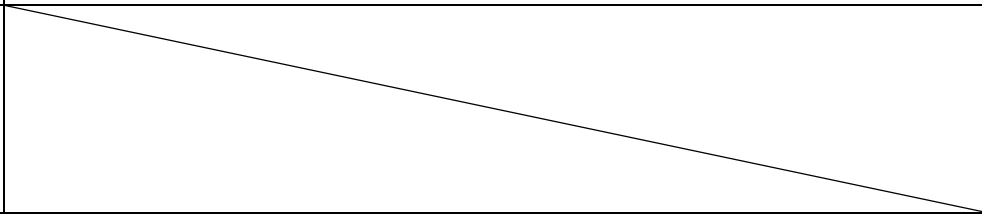
事務事業名	河川管理事業	所管部課	建設水道部 建設課
事業内容	一級河川である田川、姿川河川敷に整備されている二つのサイクリングロード及び市内12の河川公園の維持管理を行うことによって、利用者の安全を確保し、河川の親水性を高め、河川環境の保全向上及び景観の美化を図る。		
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	
	市民評価	I	妥当である
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>河川の治水安全性の確保は重要であり、限られた予算の中で河川管理を行っていると認められる。</p>		

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングロードを散歩、ジョギングする人は多いようだが、サイクリングをしている人はあまり見かけないように思うため、イベント等を企画し、サイクリングをする人が増えればと思う。 ・ヒアリングに先立って、河川公園、サイクリングロード等を見てきたが、国や県が管轄する河川部分は荒れていたが、市が管理する部分はきれいだった。トイレ清掃や、除草作業に携わっている方々に敬意を表したい。 ・人目の少ない河川公園を、管理・保全していくことは防犯上からも大切なことかと思う。 ・この事業はルーチン（日常的に決まっている作業・業務）事業であるため、計画どおり実施する事業であるが、内容を見直し工夫をして、経費を削減できる事業だと思う。全職員を上げてこのようなルーチン事業における改善工夫に取り組めば、経費削減が出来ると感じた事業である。（民間企業であれば、毎年原価低減10%目標などと目標を立て経費削減に挑戦している事業だと思う。） ・事業を見直しながらも実施しなければならない事業である。
<p>反対意見</p>	<p></p>

事務事業名	仁良川地区土地区画整理事業	所管部課	建設水道部 区画整理課
事業内容	<p>仁良川地区は、公共施設が集中する本市東部の行政・文化の拠点となる地区で、自治医科大学附属病院や自治医大駅・小金井駅にも近く、新4号国道が隣接するなど、医療や交通環境に恵まれた住宅地としての条件を有しているが、道路などの公共施設が不十分であり、加えて宅地のミニ開発などにより良好な住環境の維持が困難な状況であることから、土地区画整理事業を行うことで道路や公園などの公共施設を整備し、住環境の向上と良好な住宅地の供給を図る。</p>		
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	
	市民評価	I	妥当である
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>事業計画に沿った日程・進捗管理を行い、市が中心となって計画的なまちづくりが早期に完了することを期待する。</p>		

(次頁に続く)

<p>その他の 個別意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仁良川地区は優良住宅地として好条件を多く有していると考えられるため、当地区の区画整理の推進は当然で、必要性・緊急性はともに高いと推察する。 ・仁良川地区は広く、地権者も多いと思うため、社会情勢によって差異が出ないように考慮されているとのことだが、早期の事業完了が重要である。 ・区画整理事業は時間のかかる事業であることは承知しているが、なるべく時間を短くできるよう取り組んでいただきたい。 ・このような何年にも渡る大事業は、総事業費が諸事情により増加することはあっても、減ることはないと思われる。事業費を削減する取り組みは評価できる成果であるが、その前に計画立案時の見通しを反省すべき内容の事業であると思う。 ・事業効果として説明を受けた個人住宅150棟とアパート22棟の建設については、アパートが多過ぎると感じる。土地区画整理事業としては居住者が増えることで良いかもしれないが、今後アパートの空き室が増加することが見込まれ、市としてどう対処していくのかが大きな問題である。 ・区画整理事業の総事業費は132億円となっているが、この数字は人件費、公債費を除いた額である。人件費、公債費は建設費事業費の1割強と推察すると10億円以上になると考える。区画整理事業を行わなかった場合と比較して、トータルでいくらかかるかの「総事業費」とする場合は、事業を行うことによる人件費等も含めてトータルの金額を示していただきたい。 ・公共工事はつい気が緩みがちで随所で少しずつ雪だるま式に支出が膨れる傾向があると思うので、気を引き締めて大事業に臨んで欲しい。
<p>反対意見</p>	

6 来年度以降の行政評価の運用改善に向けた個別意見

以下の委員の意見を踏まえ、来年度以降の運用改善に向けて検討されたい。

・提出する委員個別評価シートに、必要性、緊急性、効率性の評価欄があることに違和感がある。市はこの3項目を充分吟味し、市の責任において事務事業の選定及び推進を行うものと思慮する。市民評価は、行政の実施する事業に対して、その推進方針の妥当性の有無を判断する場だと思うため、委員個別評価シートは評価と評価意見の欄だけでよいと考える。

・ヒアリング時に使用される数値については、何人という表現が多く分かりにくいいため、パーセント、割合等の把握しやすいもの、グラフなどで説明をお願いしたい。

・選定した10事業のヒアリング時間が一律に決められているが、テーマにより最初から時間が掛かると思われる事業(委員の多くが選んだ事業になると思う)があると思うため、ヒアリングの時間配分を変えたらどうかと考える。

・今年度市民評価においては、4公民館運営事業と(仮称)薬師寺地域交流センター建設事業に多くの評価意見が出ている。その内容を見ると、事業そのものには反対とした意見はないが、事業に取り組むに当たっての対応の仕方や考え方に疑問があり、その意見を出していると思われる。これらの思いをなんとか出来ないものか、また、このようなテーマで市民と行政の話し合いは出来ないものであろうかと考える。

・ヒアリング資料について、付属資料としてその事業の前年分の収支決算に関する資料の提供をお願いしたい。

・今年度ヒアリング担当部署以外に、委員からも意見の参考として資料が配られることがあったが、資料は担当部署から提出されたもので判断すべきと考える。

・市民評価報告書については、公開資料であることを考慮し、市民一般読者を想定して、各欄に記載される意見内容をわかりやすく見出し表示するとよいと思う。構成は、今まで通りで変更は要らないと思うが、反対意見欄は、①反対意見の見出し欄で「市民評価代表意見に対する反対意見」と、何に対する反対意見かを明記し、②意見記述欄の最上段に「市内部評価は妥当とは思われない」とか「市内部評価は妥当と思われる」と、反対意見が行政評価に対してどのような評価の意見かを明記した上で、反対意見の記述を開始すると、すっきりして読みやすくなると思う。また、委員会での協議のときも、委員各自、自分の意見が市民評価報告書の何処に分類されるか分かりやすくなると思う。

下野市行政改革推進委員会委員名簿

任期：平成26年11月13日 ～ 平成28年11月12日
(平成26年11月13日現在)

※敬称略

区 分	役 職	氏 名	備 考
学 識 経 験 者 (7名)	会 長	杉 原 弘 修	宇都宮大学 国際学部 名誉教授
		飯 島 陽 子	司法書士
	職務代理	関 口 博 之	経営工学資格者
		長 谷 川 増 夫	下野市立地工場連絡協議会監事
		飯 野 洋	税理士 (関東信越税理士会栃木支部)
		水 上 美 紀	前下野市自治会連絡協議会理事
		長 光 博	下野市商工会副会長
公 募 委 員 (3名)		大 木 徳	公募委員
		園 部 小 由 利	公募委員
		中 林 佳 子	公募委員